

熊谷市告示（乙）第14号

令和6年能登半島地震による被災納税者に対する市税の申告等の期限を次のとおり延長する。

令和6年1月25日

熊谷市長 小林 哲也

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の5の2及び熊谷市税条例（平成17年条例第63号）第18条の2の規定に基づき、地方税法又は熊谷市税条例に定める申告、申請、請求その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所を有する個人又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以後に到来するものについては、同条例第44条及び第47条の2の規定により特別徴収の方法によって徴収する個人の市民税を除き、その期限を別途熊谷市告示で定める期日まで延長する。

指定地域
富山県、石川県